

令和5年度

確定給付企業年金監査指摘事項
(主なもの)

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

1 基金組織の運営に関する事項

- (1) 基金事務所の所在地に変更が生じたときは、確定給付企業年金法施行令第10条に基づき、官報に掲載して公告を行うこと。
- (2) 互選代議員の選出の手続きについては、規約及び代議員会代議員選挙執行規程に基づき適正に行うこと。
- (3) 選定代議員の選出の手続きについては、規約に基づき適正に行うこと。
- (4) 代議員会については、規約に定められている時期に開催すること。
- (5) 代議員会の招集については、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前5日目に当たる日が終わるまでに行うこと。
- (6) 代議員の代理出席は、確定給付企業年金の事業運営基準に基づき、災害、傷病等やむを得ない事情がある場合に限り承認すること。
- (7) 代議員会の会議については、確定給付企業年金法施行令第18条に基づき、会議録をもれなく作成すること。
- (8) 代議員会における会議の状況及び決定事項は、詳細に記録保管しておくこと。
- (9) 毎事業年度の予算については、確定給付企業年金法第19条に基づき、代議員会の議決を経ること。
- (10) 理事長専決処分については、確定給付企業年金法施行令第12条に基づき、次の代議員会で報告し承認を求めること。
- (11) 理事の選出の手続きについては、役員選挙執行規程に基づき適正に行うこと。
- (12) 理事長が就退任したときは、確定給付企業年金法施行規則第19条に基づき、遅滞なく届け出ること。
- (13) 理事長代理については、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定すること。
- (14) 理事会の招集については、理事会運営規程に基づき適正に行うこと。
- (15) 代議員会の招集及び代議員会に提案する議案等については、規約に基づき、理事会に付議すること。
- (16) 理事会の会議録には、理事会運営規程に基づき、議決した事項及び賛否の数を記載すること。
- (17) 運用執行理事については、規約に基づき、理事会の同意を得て理事長が指名すること。
- (18) 監事の選出については、法令、規約及び役員選挙執行規程に基づき適正に行うこと。
- (19) 監事は、企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立て、理事長に通知すること。

- (20) 監事監査は、企業年金基金監事監査規程要綱に掲げる事項のすべてについて行うとともに、監事は、当該監査の結果を文書をもって理事長に通知すること。
- (21) 監事は、企業年金基金監事監査規程要綱に基づき、監査の結果を少なくとも年1回は代議員会に報告すること。
- (22) 基金の役員の変遷については、事業運営基準に基づき、詳細に記録しておくこと。
- (23) 規約については、その現況及び変遷を常に明確にしておくこと。
- (24) 規約で定める事項のうち、規約で引用している労働協約等に変更があり、規約変更を行う必要が生じた場合は、もれなく認可申請又は届出を行うこと。
- (25) 現金の出納及び管理は、財務及び会計規程に基づき適正に行うこと。
- (26) 現金の出納については、現金出納帳を整備し、厳正かつ確実にを行うこと。

2 福祉事業に関する事項

福祉事業の実施にあたっては、規程を定めるなど、適正かつ効率的な運営が行われるように措置すること。

3 資産運用に関する事項

- (1) 政策的資産構成割合について、法令等に基づき、許容乖離幅を策定すること。
- (2) 資産運用委員会の会議については、確定給付企業年金法施行規則第84条の6に基づき、会議録を作成すること。
- (3) 資産運用委員会の議事の経過その他の情報については、確定給付企業年金法施行規則第84条の6に基づき、代議員会に報告すること。

4 個人情報保護に関する事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）に基づき、特定個人情報取扱規程の変更を行うこと。
- (2) 個人情報の廃棄については、個人情報保護管理規程に基づき、廃棄した記録を保存すること。
- (3) 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

5 特定個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 特定個人情報を取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹

底するとともに適切な教育を行うこと。

- (2) 特定個人情報の廃棄については、特定個人情報保護管理規程に基づき、廃棄した記録を保存すること。

6 掛金の拠出に関する事項

掛金の徴収をしようとするときは、財務及び会計規程に基づき、掛金の額を決定のうえ、実施事業所に納入告知すること。

7 業務概況の周知に関する事項

- (1) 業務の概況について、確定給付企業年金法施行規則第 87 条に定める事項を漏れなく周知すること。
- (2) 資産運用委員会の会議の議事の概要については、確定給付企業年金法施行規則第 84 条の 6 に基づき、加入者に周知すること。

8 加入者に関する事項

- (1) 加入者原簿については、確定給付企業年金法施行規則第 21 条に定める事項を記載すること。
- (2) 基金の加入者の資格を取得したときは、確定給付企業年金法施行規則第 22 条に基づき、事業主から 30 日以内に基金に届出を行わせること。
- (3) 基金の加入者の資格を喪失したときは、確定給付企業年金法施行規則第 23 条に基づき、事業主から 30 日以内に基金に届出を行わせること。